別表４　安楽死処置対象動物基準

大分類	小分類	事由	基準
感染症	（１）	狂犬病予防法関連	狂犬病予防法第９条、第14条、第18条の２に基づくもの
	（２）	感染症	動物衛生又は公衆衛生上問題となる感染症等に罹患し、他の動物又は人への蔓延等を防止する必要があると判断される動物
動物福祉の低下	（３）	治癒の見込みがない病気等	負傷や病気等であるが県の実施し得る治療を超える状態であり、動物の苦痛が著しく、治療の継続又は保管が動愛法第２条の趣旨に反すると判断される動物
	（４）	重篤な心身の病気、障害等	・重篤な病気や著しい障害、奇形等先天性疾患によりその動物種らしい行動が発現できず、動物福祉が低下する動物 ・刺激に過敏で恐怖や不安が強く、基本的な世話を受け入れることが困難で動物福祉が低下する動物
	（５）	攻撃性	・人又は動物に対し重大な咬傷事故を起こした履歴があり、適切な管理又は行動改善の取組を行ってもなお再発の危険性が高いと専門的に判断される動物。 ・重大事故には至らないものの、継続的な攻撃行動が認められ、一般家庭への譲渡に著しい安全上の支障がある動物※１
	（６）	飼養管理	幼齢動物の哺乳等の適切な飼養管理が困難な場合※１
	（７）	疾病 社会化困難 等	・基本的な世話は受け付けるが、疾病、怪我又は先天性疾患並びに加齢による疾患等により、適切な譲渡先が見つからない動物※１ ・行動特性により人や社会環境への適応が困難であり、適切な譲渡先の確保が著しく困難な動物※１
	（８）	収容管理 状況	施設の収容可能頭数等の物理的制限により飼養が困難となる動物※２

※１ 環境や管理の工夫、治療又はトレーニング等により改善を図る余地がある場合は、原則として飼養管理を継続する。なお、飼養を継続する場合においても、動物福祉の状態について定期的な評価を実施する。

※２ 収容能力を超過し、やむを得ず動物群全体の動物福祉の維持が困難となった場合には、(1)～(7)の該当状況の有無を確認の上、個体の状態、譲渡適性、収容期間等を総合的に勘案し、対象個体を決定する。
＊(6)～(8)に該当する動物については、直ちに安楽死処置の対象とするものではなく、原則として飼養管理の継続又は譲渡の可能性を検討する。